

こんな
とき

岡崎市下水道事業受益者負担金・分担金に関するお願い



👉 「土地を相続する」 👉 「土地を売買する」

「義務承継届」をご提出ください



(下水道管工事の様子)

下水道の受益者負担金・分担金（以下「負担金」）は、本管工事にかかる事業費の一部を土地の権利者等（以下「受益者」）の方にご負担いただく費用です。ただし、所有又は管理されている土地の状況により、受益者からの申請に基づいて負担金の徴収を猶予していることがあります。 ※受益者＝納付義務者

(岡崎市下水道事業の受益者負担金及び分担金に関する条例第9条)

負担金の徴収猶予を受けている受益者の方へ

猶予を受けている期間に相続や売買で、負担金の納付義務を引き継ぐ場合には、手続き（義務承継届）が必要となります。受益者がお亡くなりになっている場合は、相続人より手続き（義務承継届）をお願いいたします。



手続きを
お忘れなく

お手続き方法

1

負担金の徴収猶予期間中に
土地の相続・売買が発生
※次の「受益者」を決める

2

上下水道局に
「**義務承継届**」を提出

3

上下水道局から
新旧の受益者へ
変更の手続
完了通知を送付

👉 売買・相続等で土地所有権の移転登記をしても「受益者」の変更はされませんので、手続き（義務承継届）が必要です。

👉 義務承継届が提出されない場合、旧受益者（納付義務者）や法定相続人（複数の場合は各相続人）に負担金を請求します。

担当：上下水道局サービス課 料金2係 TEL (0564) 23-6300・6450